

大館市「消防団協力事業所」再認定決定

令和7年10月1日、大館市の消防団活動に協力する「消防団協力事業所」として比内ふくし会が再認定されました。

協力事業所は、消防団活動に励みやすい環境づくりを目指し、大館市が2009年（平成21年）に制度を創設。従業員のうち3人以上が消防団員で、消防団活動へ配慮し、災害時の資機材提供等に協力していることが条件となっています。

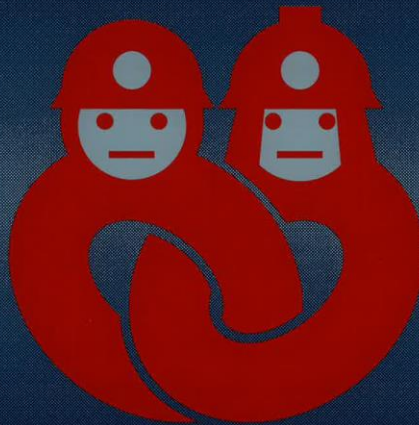
現在、当法人には男女合わせて5名が消防団員として活躍しており、勤務時間中に火災や水害等各種災害が発生した場合には、出来る限り早めに出動し、協力できるよう支援しております。

引き続き、地域の防災活動に貢献できるよう、消防団活動に協力してまいります。

再認定期間 令和7年10月1日から令和9年9月30日

※初回認定日 令和元年10月1日

消防団協力事業所



大 館 市
大館市消防本部

2019 年 10 月表示